

手術に関する施設基準

(医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術並びに歯科点数表第2章第9部手術通則第4号に掲げる手術)

当保険医療機関は、次の手術に関して厚生労働大臣が定める施設基準について、関東信越厚生局長に届出をしています。

なお、症例件数は、令和5年1月～12月までの手術件数です。

(1) 区分1に分類される手術

・実施あり

肺悪性腫瘍手術等 1件
経皮的カテーテル心筋焼灼術 12件

・実施なし

頭蓋内腫瘍摘出術等、黄斑下手術等、鼓室形成手術等

(2) 区分2に分類される手術

・実施あり

靭帯断裂形成手術等 4件

・実施なし

水頭症手術等、鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等、尿道形成手術等、角膜移植術、肝切除術等及び子宮附属器悪性腫瘍手術等

(3) 区分3に分類される手術

・実施あり

内反足手術等 3件
食道切除再建術等 2件

・実施なし

上顎骨形成術等、上顎骨悪性腫瘍手術等、バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)、母指化手術等及び同種死体腎移植術等

(4) 区分4に分類される手術

・実施件数 135件

(5) その他の区分に分類される手術

・実施あり

乳児外科施設基準対象手術 12件
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術 65件

・実施なし

人工関節置換術、ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術、経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術

ハイリスク分娩管理加算の施設基準届出に係る掲示事項

1	年間の分娩件数	219件	(令和5年1月～12月までの件数)
2	配置常勤医師数	4名	
3	配置常勤助産師数	14名	